

定 款

株式会社アドヴァングループ

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社アドヴァングループと称し、英文では ADVAN GROUP CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の貿易および販売
 - イ. 木製床材およびガラスその他窯業製品
 - ロ. タイル陶器、天然石、人工石および浴槽ならびに建築用資材一般
 - ハ. 家具、家庭用什器備品、照明具
 - ニ. 空気調整機器、換気装置器具
 - ホ. 食料、飲料用の農産、水産、林産、畜産、天然物ならびにこれらの製品
 - ヘ. ゴム類、皮革、紙類
 - ト. 各種ラック、コンベア、簡易リフト等物流機器、包装用資材
2. 前号物品の開発および製造加工業
 3. 設備および建築工事請負業
 4. 倉庫業
 5. 不動産の売買、交換、賃貸およびその仲介ならびに所有、管理および利用
 6. 旅行業法に基づく旅行業
 7. 前各号に附帯、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。

2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000 株とする。

(1 単元の株式数)

第7条 当会社の1単元の株数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会で定める「株式取扱規則」による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

(自己の株式の取得)

第11条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、自己の株式を取得することができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(開催場所)

第 13 条 当会社は、東京都渋谷区で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

第 17 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選 任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第 21 条 当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名のほか必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者および議長)

第 23 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、代表取締役が招集し、その議長となる。

② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第 24 条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第 25 条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 当会社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める「取締役会規程」による。

(報酬および退職慰労金)

第 27 条 当会社の取締役の報酬等（退職慰労金を含む。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、その責任の原因たる事実の内容、その取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要あると認めるとときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役との間で、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負担するものとする責任限定契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は6名以内とする。

(選 任)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ③ 前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第31条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
但し、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第32条 当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第33条 当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段定めがある場合のほか監査役会で定める「監査役会規程」による。

(招集通知)

第34条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第35条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬および退職慰労金)

第36条 当会社の監査役の報酬等（退職慰労金を含む。）は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、その責任の原因たる事実の内容、その監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要あると認めるとときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる。

- ② 当会社は、監査役の会社法第423条第1項の賠償責任については、監査役との間で、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負担するものとする責任限定契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

(附 則)

第1条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第2条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2009年6月26日変更

2015年6月26日変更

2015年10月1日変更

2018年6月28日変更

2021年6月29日変更

2022年6月29日変更